



行政と市民の関係を創造する

NPO 法人 きょうと介護保険にかかわる会

会報
105 号
2019/4/5

発行人 梶 宏 〒604-8811 京都市中京区壬生賀陽御所町 3-20 賀陽コーポラス 809
TEL・FAX:075-821-0688 E-mail:npokakawarukai@helen.ocn.ne.jp

この一年の活動を振り返り、新しい年度の活動へ



事務局長 小栗 大直

当会創立は介護保険制度がスタートした 2000 年でしたから 19 年目の活動に入ります。来年の創立 20 周年に向けて会員の皆様と共に考え、共に歩んでいきたいと思ひます。

【研修会テーマの脱皮】

私たちの会活動の基礎、オンブズマン育成の柱である研修会、この一年は思い切ってバラエティに富んだ企画をいくつか実行しました。直接的な介護保険制度や介護問題以外にも目を向け、エンディングへの着地を考えた遺産相続や遺言書の書き方、後見制度などを取り上げました。さらには早期認知症予防の保険外トレーニングや脳トレの音読などもテーマとして取り上げました。この結果、テーマと広報活動などアピールの仕方によっては、一般市民の参加が会員を上回るほど好評な企画もありました。参加者の顔ぶれ固定傾向から、脱皮の芽が少し見えたのではないかと思います。新年度、更に多くの方の参加が得られるようなテーマにも取り組みたいと考えています。会員諸氏もぜひご参加ください。

【今年も 5 団体でシンポジウムを開催します】

私たちは総合事業が始まる前年の 2016 年 12 月に「よりよい介護をつくる市民ネットワーク」を立ち上げ、以後“総合事業”の問題点を掘り下げるシンポジウム“だまってたら あかん”シリーズを 3 回開催、その都度行政への制度改善提言を行ってきました。これらの詳細は毎回冊子にまとめて会員の皆様にお届けした通りです。今年も継続して第 4 回シンポジウムを開催する予定で、毎月 5 団体メンバーが集まって準備作業を行っています。

【第三者評価の受診件数回復】

会の活動を財政面で支えている「第三者評価事業」の受診件数は、前年度の 15 件から大幅に回復し、過去最高に並ぶ計 22 件になりました。しかし一方では実際に調査に入ってもらえる方が少し減少傾向にあり、担当は調査チーム編成に苦心しています。毎年新しい調査者を養成する公的な研修会があり、チャレンジして下さる方を歓迎します。

当会のモットーである市民目線と、しっかり助言できる専門性、受診事業所と共に歩み、信頼される評価機関を目指して取り組んできた私たちの姿勢が、事業所にも認められてきているのではと思ひます。

【ホームページのリニューアルと会報の充実】

広報のトップニュースはホームページの全面リニューアルです。新しい「ワードプレス」と言う HP ソフトに切替え、会の案内、研修会情報、第三者評価のアピールと関連リンク、会報のバックナンバー閲覧など、大変見易くなりました。新しい写真などもアップしてゆく予定です。

会報の毎号 6 ページ建て、発行部数 400 部以上への増刷が定着しました。「会員のひろば」には、皆さんの思いや抱負、書評や映画評、身の回りのことなど、投稿が増えてきました。

以上、会の主だった活動の報告です。

年に一度の総会です。ぜひ多数の会員のご出席をお願い致します。

2019 年度 通常総会

総 会：5 月 18 日（土）13：30～14：30

会 場：ひと・まち交流館京都 2 階第 1・2 会議室

記念講演：「早川一光の『こんなはずじゃなかった』」14：45～16：30

講 師：早川さくら氏（フリーライター）

○詳細は 5 ページに掲載 ※総会終了後に懇親会を予定しています。

第95回
研修会
報告

京都府内の自治体の総合事業
～キャラバン行動を通して、つぶさに現状を見る～

日時：2月16日（土）13：30～16：30
会場：ひと・まち交流館京都 3階第5会議室
講師：南 博之氏（京都社会保障推進協議会副議長）
参加者：24名

昨年2018年8月から9月初旬まで、京都社協介護部会を中心として、京都府内26自治体のキャラバンを実施し、以下の3点を主に懇談（聞き取り）を行った。

①第7期の介護保険料の引き下げについて

- ・多くの自治体で介護保険料を抑えるために基金等を取り崩し、引き上げを抑える財源として投入している。基金の考え方は全額取り崩しもあれば、一部のみ取り崩す自治体もあり様々。
- ・第6期と同額が8自治体、引き下げた自治体は3自治体、引き上げた自治体は15自治体で第6期の23自治体と比べ減少した。
- ・法的に何の問題もない一般財源からの繰り入れによる保険料の引き下げはなかった。

*介護保険料が大きく上がった自治体の要因は特養の開設があり、介護事業が充実すれば、介護保険料が上がるという介護制度の仕組みそのものに大きな問題がある。国の介護保険財政の負担率（25%）の大幅な引き上げと自治体の一般財源からの繰り入れを行わない限り、高齢者の人間らしい生活を支える介護保険制度の充実とそれを担う介護職員の処遇改善を進めることは出来ない。

②介護予防・日常生活支援総合事業（＝総合事業）

- ・多くの自治体が訪問型サービス・通所型サービスともに現行相当＋緩和型A（緩和した基準によるサービス）など、これまでの自治体独自の事業を「総合事業」に当てはめて対応しているところが京都市を除きほとんどである。

*大都市以外で総合事業が進んでいないことが浮き彫りになる。

- ・緩和型サービスの拡大は「実施する事業所がない、介護職員が不足している」などを理由に進んでいない状況。
- ・財源はほとんどの自治体が介護保険枠給付費内で実施。一般財源を繰り入れして、新しい事業を行う自治体はない。
- ・チェックリストは早く結果がでるので「総合事業」に誘導している自治体も一部あり混乱している。国もこうした動きは介護保険制度の趣旨と違うとして、きちんと要介護認定を受ける権利を保障するように通知を出している。

*国がすすめる総合事業「多様な主体が参画し、多様なサービスを充実する地域の支え合い体制づくり」は現状では進んでいないことが明らかになった。その要因は介護報酬より低い総合事業の報酬とその事業を担う事業所や人材の不足が最大の問題。

- ・人口規模の小さい自治体は介護保険枠内の「総合事業」にこだわらず、一般財源を活用して高齢者対策の事業などを検討している自治体もある。

③生活援助の回数制限

- ・「国の示した基準を超えている事例はない」と言明した自治体は5自治体。「国の示した基準を超えている」と言明したのは5自治体で、「身寄りのない独居、家族が遠い人」などすでに適正と認識している自治体もあった。把握していない自治体は3自治体。

*どの自治体も「機械的な回数制限は行わない」と言明した。実感として、比較的小さな自治体では「すでにケアマネが自主的に忖度して回数の制限を行っている」という京都市のような事例はないように感じた。

今回のキャラバンでは介護職員の需給見込みについて幾つかの自治体で懇談することができた。京都府は全国で需給不足ワースト3ということもあり、多くの自治体で介護職員の深刻な不足への対応に苦慮していることがうかがえた。外国人労働者への期待を表明する自治体もあったが、現況はそう簡単にはいかないだろう。

今後、介護施策を良くしていくために、多くの団体、市民とともに制度改善の運動を進めていきたい。

（田村 権一 記）



第96回
研修会
報告

エンディングへの着地の仕方
～行政書士のお手伝い～

日時：3月23日（土）13：30～16：30
会場：ひと・まち交流館京都 3階第5会議室
講師：津田 洋子氏（行政書士・当会会員）
参加者：39名



今はしっかりしているけれど、だんだんあやしくなってくる。どうしたらいいのか……。相続が争族にならないために、元気と思っているうちに、将来の不安に備えて、折を見て、家族に、遺言書のこと、日頃考えていることなどをじわじわと胸のうちの話をしておくことが良き着地の仕方となると前置きして、身近な街の法律家の立場から最近の動きを交えて3点に絞って話された。映画「後妻業の女」での遺産相続争いも登場するなど分かりやすかった。中高年の女性の参加が多く「しまい支度」への関心の高さがうかがえた。

1. 委任契約→任意後見契約

○自分が元気なうちに、自分の手で、自分が信頼できる人に将来必要になった時に自分の後見人になってもらうことを委任する契約のこと（移行型という）。

○認知症などで自分の財産などの管理ができなくなり、自分でお金を使えないなど、自分の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自分に代わって土地、建物、預貯金等の財産管理や入院や介護等の必要な契約締結等をしてもらうことを、自分の信頼できる人に頼むことを任意後見契約という。

○しかし、判断能力が低下しない限り、その効力は発揮できない。頭はしっかりしていても身体能力が衰えた場合（寝たきりなど）に備えて、通常の委任契約を同時に結ぶことで「ボケが出て寝たきりになっても大丈夫」。両方用意しておけば安心して老後を迎えられる契約といわれている。

○成年後見制度は認知症などで判断能力が低下してしまった場合、サポートする人を家庭裁判所が選任する制度であり、上記とは異なったものである。

2. 遺言書

○長年にわたり築いてきた財産を誰に渡すか、争い事を少なくするためにその帰属をきちんと遺言書で決めて置くこと。日頃から家族は仲良

し、遺産も少ないといっているいろいろなともめごとが出てくるものである。

○遺言書を活用して遺言者が具体的にきちんと決めておくことよい。特に、夫婦に子どもがない場合、再婚で子どものいる場合、介護をした息子の妻に遺贈したい場合、内縁関係の場合、商売や農業など事業をしている場合、相続人がいない場合など。

○遺言書を作成するにあたって、まず自身の財産の棚卸をすること。土地・建物（所在地、地番、地積、床面積）、預貯金、有価証券など詳細に具体的に見える化をすること。負債も含む。

○「遺言なら公正証書遺言」といわれている信頼の理由は、原本が公証役場に20年間保管されていること。遺言者から直接公証人が遺言の内容を聞き取り書面に作成するため、内容に不備がなく家裁の検認の必要がなく遺言書が無効になることはない。

○自筆証書遺言の方式が緩和されることになった（2019年1月13日施行）。今までは、財産目録も含め全文を自筆で作成する必要があったが、民法（相続法）の改正で遺言書（自筆）に添付する財産目録はパソコン等での作成や、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書でよしとなった。ただし全頁自署押印は必要。自筆遺言書は自宅で保管されることが多く、そのため遺言書が紛失、亡失される恐れや相続人によ

って遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれ、また相続を巡る紛争が生じるおそれがあった。今回の改正により公的機関（法務局）で遺言書を保管する制度ができた。申請受付は2020年7月20以降。

3. 死後事務委任契約

〇亡くなってからのことは、もう自分では何ともしがたい。一人暮らしで親族が遠方にいる方、身寄りのない方の場合、葬儀、納骨、債務弁済、家財道具、生活用品の処分は誰かにしてもらい必要がある。そのために死後事務委任契約がある。「委任契約」と併せて検討するのが望ましい。

【質疑・意見交換】・・・ここで講師津田洋子氏のお連れ合い（津田行政書士事務所の共同経営者、津田隆氏）が参加され、活弁に発言をいただいた。主な質疑は以下列挙のみ。

〇自筆遺言書に点字は可能か。〇成年後見人制度の現状。〇遺言書に祭祀継承、墓、仏壇のことを書いてもよいか。〇死後の支払い、財産凍結と解凍。〇銀行信託（遺言）〇財産リストの書き方（見える化）〇社会福祉法人への遺贈には相続税は課税されるのか。〇尊厳死、在宅死など話題は弾んだ。

（中川 慶子 記）

【最近のニュースから】



「介護保険業務の民間委託」「介護保険嘱託職員の雇止め」が問題になっています。

—京都市—

京都市は2020年4月に、区役所・支所で行っている介護保険業務を本庁介護ケア推進課に集約した上で、民間企業へ委託し、現在130名が従事している介護保険担当（認定給付・訪問調査）の嘱託員を全員雇い止めにする方針を昨年12月に示しました。

問題点として次の2点が挙げられています。

- ①事業主としての責任を放棄するものであること。
- ②公的責任を放棄し市民や介護事業者にとって大きな影響を与えるものであること。

嘱託員は介護保険発足時から配置され、介護保険認定者の増加に伴い業務量が増えるなか、正職員を減らして嘱託員を増やしてきました。嘱託員は有資格者が採用されています（介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、介護支援相談員など）。10年以上従事している嘱託員も多く、この間に介護保険業務の正職員110名をはるかに上回る人数となり介護保険業務の中心を担って来ました。

ある嘱託員は、「私たちは毎日やりがいを持って一生懸命仕事に取り組んでいる。長年便利使いしてきた私達非常勤職員を、ブラック企業さながらに突然雇い止めにするのは納得できない」と訴えています。

民間委託によって、市民に一番身近な区役所の窓口職員が大幅に減り相談や手続きなどで利用者、家族に様々な影響が出てきます。申請代行業者は郵送が原則となっています。

すでに民間委託をしている大阪市や名古屋市（認定給付のみ委託）では要介護認定の決定が大幅に遅れるという事態を招いています。2019年度から業務集約化を予定していた広島市では委託費用がかさむこととなり民間委託は撤回しました。

京都市職労が中心となって「制度発足時から介護保険業務を担ってきた嘱託員は京都市の大切な財産です」と京都市当局に撤回に向け取り組んでいます。

第 97 回
研 修 会
案 内

施設見学会

社会福祉法人くらしのハーモニー
サービス付き高齢者住宅
ハーモニー東風館



日 時 4月20日(土) 13:30~15:30
行 先 社会福祉法人くらしのハーモニー
サービス付き高齢者住宅 ハーモニー東風館
宇治市木幡金草原 14-4 電話 0774-31-3535

集 合 13:00 時間厳守
集合場所 地下鉄六地蔵1番出口を上がったところ
ハーモニーの車のお迎えあり。

(JR六地蔵の場合、改札(1か所のみ)を出たところが上記1番出口に近い)
*間に合わない方は両駅から東風館へは徒歩11分。*駐車場あり。

◎ハーモニー東風館は2017年2月にスタート。地域に根ざして21年目の社会福祉法人が
つくれた「住まいのかたち」、丘陵地と茶畑に囲まれ、住戸は夫婦向け、単身者向けを合
わせて全37戸。2014年に理事長 長田侃士さんが当会研修会講師として「コーポラティ
ブなサービス付き高齢者住宅」の建設計画について講演していただいています。

※3月研修会で予告していましたが都合により変更となりました。

5 月総会記念講演

「早川一光の『こんなはずじゃなかった』」



日 時 5月18日(土) 14:45~16:30
会 場 ひと・まち交流館京都 2階第1・2会議室(定員60名)
講 師 早川 さくら氏(フリーライター)

「わらじ医者」の愛称で親しまれた早川先生(昨年6月ご逝去)が、自ら患者になり、死
を見つめた時、現在の医療や介護について何を感じ、何を伝えようとしたのでしょうか。
「こんなはずじゃなかった」とは何を指しているのでしょうか?

早川さくら氏は早川先生のご長女。2016年1月14日~2018年5月31日、京都新
聞に「こんなはずじゃなかった」を連載。2018年11月日本医学ジャーナリスト協会賞、
2019年3月坂田記念ジャーナリズム賞を受賞。共著で『おとしよりにやさしい京都観光』
(ユニオン)『京都さぼりとナビ』(京都新聞社)

会員外 500円 会場の都合により今回は事前申し込みが必要です。(先着順)
FAX 075-821-0688 E-mail:npokakawarukai@helen.ocn.ne.jp

第98回研修会案内

日 時 6月15日(土) 13:30~16:30
場 所 ひと・まち交流館京都 3階第5会議室
テーマ・講師 交渉中



私は気功を始めて20年になります。京都に転居して1年後にウイングス京都の気功教室に通いました。当時気功は人気があり抽選でした。その後いくつかの教室に通い、現在は老人福祉センターの気功同好会とお寺の本堂を借りての気功を楽しんでいます。季節の良い時のお寺での気功はとても気持ちの良いものです。

気功は、中国古来の健康法で『老子』『荘子』などに「気」についての記述があるといわれています。しかし気功という名称で民衆に広く知れわたり、生活に取り入れられたのは1950年代です。禅や古い養生法を参考にしたものが主でしたが、気功の一大ブームが起こり、たくさんの気功が次々と生まれました。往時は3000流派もあったそうです。日本では1980年代におきた健康ブームがきっかけになったようです。気功というと何か怪しげな感じを持たれる方もありますが、個人の健康増進のための気功は、体の自然の理にかなったものです。

気功は、心と体にアプローチする技法です。心と体は一体で、心と体のバランスが取れた時は元気に生活できますが、調和が崩れると

健康が損なわれます。現代社会では心、頭の部分がどうしても過剰に費やされがちです。

気功は人体の基本的なエネルギーに働きかけ、元氣(生まれ持っている生命力)を養い、疾病に抵抗するエネルギーを育成します。気功の練習をするときは、調身、調息、調心ということ大切にします。自然な姿勢で立ち、ゆっくりと息を吐き、雑念から開放された心の状態を作る、これらを気功の三要素とよんでいます。呼吸は心と体をつなぐツールです。気功で体を動かしていると体がゆるんでくるのがわかります。頭も交感神経優位の状態から副交感神経優位に変わってきます。ぼかんとした心地よさが深いリラックスにつながります。あわただしい日常生活の中にぜひ取り入れてほしい習慣です。体をゆるめ自分の体を内観してみてください。

気功は一人でもできますが、何人か集まるとの気功は、みんなの気が集まるので効果は何倍にもなります。道具も何もいらぬ身一つで出来る気功は、自由で体にも心にも優しいものです。この手軽さがよいのです。健康長寿が気になる現代、気功で体をゆるめることから始めてみませんか。

新入会員紹介(4月入会)

小中 敬三 さん

編集後記

3月から敬老乗車証なるものをいただきました。早速使いましたが面はゆい感じでした。京都在住で元氣な友人、知人たちは以前から話題になっていたことですが、いざ自分になってみると年を取ったのだと思います。市バスに乗って降りるときにカードを機械に通そうとしましたがこのカードは通さなくても結構ですと言われ、見せて「ありがとうございます」といいましたが恥ずかしいのです。

数年前からライフログとして日常生活をデジタルで記録しはじめました。以前は数日日記を書かないとどこに行ったのか、何を食べたのか思い出せませんでした。最近スマートフォンに時間、歩数、交通手段までが残り、写真を撮っていると思い出すのが簡単です。(よけいに記憶することがおそろかになります。)フェイスブックに至っては「何年前のあなたの事」とランダムに送ってくるのです。そんなに記録をとってどうするのかといわれそうでも、自分自身もそう思わなくもないのですが10年日誌も7年目を迎えました。

自分が自分であることを必死で確認しているのかもしれない。

(K・T)

